

【居宅サービス等変更届出書類一覧】

〈必要書類〉

以下の1から19の事項に変更があった場合、変更の届出が必要となります。届出様式や添付書類、届出が必要なサービスの種類は、下記のとおりです。

変更届出書
(様式第53)

付表

(変更月の)
勤務形態一覧表

添付書類
※変更事項により

変更届出書の変更があった事項	変更の届出が必要となるサービスの種類		変更の届出が必要となるサービスの種類												
	変更の届出が必要となる場合	添付書類	①訪問介護	②(介護予防)訪問入浴	③(介護予防)訪問看護	④(介護予防)訪問リハ	⑤(介護予防)居宅療養	⑥通所介護	⑦(介護予防)通所リハ	⑧(介護予防)短期生活	⑨(介護予防)短期療養	⑩(介護予防)特定施設	⑪(介護予防)福祉貸与	⑫(介護予防)福祉販売	⑬介護老人福祉施設
1 事業所又は施設の名称	事業所(施設)の名前が変わった場合	運営規程	○注1	○	○注1	○	○	○注1	○	○	○	○	○	○	○
2 事業所又は施設の所在地	事業所(施設)の住所が変わった場合 事業所(施設)が移転した場合	運営規程	○注1	○	○注1	○	○	○注1	○	○	○	○	○	○	○
3 事業者又は開設者の名称(個人にあつては、氏名)	法人等の名前が変わった場合	登記事項証明書等	○	○	○注2	○注2	○注2	○	○注2	○	○注2	○	○	○	○注3
4 事業者又は開設者の主たる事業所の所在地(個人にあつては、住所)	法人等の住所が変わった場合 法人等の事務所が移転した場合	登記事項証明書等	○	○	○注2	○注2	○注2	○	○注2	○	○注2	○	○	○	○
5 事業者又は開設者の代表者の氏名、生年月日又は住所	法人等の代表者が変更になった場合 法人等の代表者の氏名、住所が変更になった場合	登記事項証明書等 誓約書(参考様式第9号) ※氏名又は住所変更の場合には、添付書類は勤務形態一覧表、付表のみで可	○	○	○注4	○注4	○注4	○	○注4	○	○注4	○	○	○	○
6 登記事項証明書・条例等(指定に係る事業に関するものに限る。)	登記事項証明書の記載内容(指定事業に関する部分=事業目的等)が変更になった場合	登記事項証明書・条例等	○	○	○注5	○注5	○注5	○	○注5	○	○注5	○	○	○	○注3
7 事業所又は施設の建物の構造概要、設備の概要等 ※変更申請の前に必ず事前相談を行うこと	事業所(施設)の正面図や構造等が変更になった場合 事業所(施設)を増築したり、事業に係る敷地面積が増えた場合 事業所(施設)が移転した場合 など	変更後の事業所(施設)の案内図及び平面図(※各室の用途を明記のこと。) (建築確認申請を行った場合)建築確認申請書、検査済み証及び消防関係書類の写し	○注1	○	○注1	○	○	○注1	○	○	○	○	○	○	○
8 備品の概要(指定訪問入浴介護事業及び指定介護予防訪問入浴事業に限る。)	備品に変更があった場合	事業所の設備・備品等に係る項目一覧表(参考様式第5号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所(介護老人保健施設を除く。)	事業所(施設)の管理者に変更があった場合 事業所(施設)の管理者の氏名又は住所が変更になった場合	管理者の交代の場合) 変更後の管理者の経歴書 誓約書(参考様式第9号) ※氏名又は住所変更の場合には、添付書類は勤務形態一覧表、付表のみで可 資格証等の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 サービス提供責任者の氏名又は住所	サービス提供責任者に変更や増減があった場合 サービス提供責任者の氏名又は住所が変更になった場合	経歴書(参考様式第3号) 資格証等の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 運営規程	事業所(施設)の運営規程の内容に変更があった場合	変更後の運営規程(※変更箇所を下線や色付け、新旧対照表等により明記のこと。)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 協力医療機関若しくは協力病院又は協力歯科医療機関の名称等	協力医療機関(協力病院、協力歯科医療機関)に変更があった場合 協力医療機関に変更はないが、その名称・診療科名・契約内容に変更があった場合	【協力医療機関の変更の場合】 変更後の協力医療機関(協力病院、協力歯科医療機関)との契約書の写し	○	○	○	○	○	○注6	○	○	○	○	○	○	○
13 事業所の種別(指定通所リハビリテーション事業及び指定介護予防通所リハビリテーションに限る。)	通所リハビリテーションにおいて事業所の種別が変更になった場合	左を証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 提供する居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導の種類	居宅療養管理指導において、以下の指達の種類に変更があった場合 ・医師又は歯科医師が行う指導 ・薬剤師が行う指導 ・管理栄養士が行う指導 ・歯科衛生士等が行う指導 ・訪問看護ステーションの看護職員等	左を証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 事業実施形態(指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業に限る。)	短期入所生活介護において、空床利用事業所、併設事業所又は単独事業所の別が変更になった場合	運営規程等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 入所者の定員	事業所(施設)の利用者(入所者)の定員に変更(増減)があった場合	居室面積等一覧表 事業所(施設)の平面図 運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○注7	○	○	○	○
17 福祉用具の保管又は消毒方法(他の事業者へ委託等をしているときは、他の事業者との契約内容等)	福祉用具貸与事業所において、福祉用具の保管・消毒方法や委託の場合は委託先の名称や所在地、契約内容に変更があった場合	保管・消毒のマニュアル等の写し 委託の場合は契約書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18 介護支援専門員の氏名及び登録番号	介護支援専門員として業務に従事する者に変更や増減があった場合 介護支援専門員として業務に従事する者の氏名に変更があった場合	介護支援専門員一覧(参考様式第2号) 介護支援専門員証の写し(減員の場合は不要)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19 (1)その他生活相談員の変更 (2)その他事業所又は開設者の電話、FAX番号、メールアドレス	生活相談員に異動があった場合 事業所、開設者の電話番号又はFAX番号、メールアドレスに変更があった場合	生活相談員経歴書 資格証等の写し(注8) 実務経験証明書(注9) ※減員の場合は添付の必要なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1：当該事業所の所在地以外の場所に、当該事業所の一部として使用されている事業所や事業の一部を行う施設(いわゆるサテライト事業所)を有するときは、当該事業所(施設)の名称・所在地の変更を含む。
 注2：事業所が法人以外の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、「開設者の氏名」又は「開設者の住所」の変更の場合。
 注3：地方公共団体の開設する施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、指定管理者に係る変更を含む。
 注4：事業所(施設)が法人以外の開設する病院、診療所又は薬局である場合は、代表者を開設者に読み替える。
 注5：事業所(施設)が法人以外の開設する病院、診療所又は薬局である場合を除く。
 注6：通所介護における療養通所介護の場合のみ。
 注7：空床利用事業所の場合は「特別養護老人ホームの入所者の定員」、空床利用事業所以外の場合は「利用者の定員」に変更があった場合。
 注8：社会福祉主事任用資格で厚生省が指定する社会福祉に関する科目を3科目以上履修して卒業した者は、履修及び卒業の状況を証する書類(成績証明書等)を添付。
 注9：介護福祉士の場合は実務経験証明書を添付。